

○三社正福寺

東派眞宗也。由來書に云ふ。當寺開基乘善と申僧、弘治二年に越中國射水郡牧野村に於て建立致し、其後同國新川郡富山へ移轉之處、瑞龍公、同國射水郡高岡に城を築き、此地へ引移り給ひ、當寺二世覺乘を召され、神尾圖書を以て高岡に於て寺屋敷三百八十歩拜領命ぜらる。三世覺祐の時金澤公儀町へ移轉し、此地に於て寺屋敷拜領仰付らるゝ處、寛永八年九月第四世の時用地に相成、公儀町之寺地召上られ、替地として三社今之地へ移轉之儀、奥村河内等奉書を以被申渡、地所拜領移轉建立す。とあり。按ずるに、三箇屋敷六用集に、正福寺公儀町。とあり。龜尾記に、正福寺より出せる寺證文に、公儀町正福寺と記載する例也。右は正福寺最前大豆田公儀町の地にありしかど、其の地邊村井氏の下屋敷に渡り、正福寺邊の地所召上げられ、正福寺は三社今の地を替地として賜はり、爰に移轉せしかど、町名は最前のまゝ公儀町と書來りしといへり。

○諸橋權之進舊邸

其の邸は正福寺の向也。元祿十四年八月金澤町會所にて取

調有之町人拜領屋敷調書に、諸橋權進先祖拜領之爲代地、萬治三年祖父甚吉以來屋敷拜領。とあり。按ずるに、護國公年譜に、享保十一年諸橋權進屋敷拜領仕り、舞臺を建て、十月廿九日より四日續き能興行と有之。三社正福寺の向なる邸地は、此の時移轉せしもの也。此の地延寶金澤圖には、山崎伊兵衛居邸とあり。さて享保以來世々此の地に居住し、邸地内に舞臺を建築し、毎年爰に於て能興行せしかど、明治廢藩の後退去せり。

○諸橋權之進傳

權之進の祖先是諸橋大夫と稱し、能登國鳳至郡諸橋郷諸橋稻荷神社の神事大夫なり。彼の社記に云ふ。諸橋の郷内前波村に津夫良嶋といふ地あり。樹木生茂りたる所を大夫、森と呼べり。此の地は能大夫諸橋權之進が先祖の居跡なりと。また能登路記に云ふ。諸橋稻荷社に昔は神事能あり。諸橋權之進が先祖は、即ち當社の神事大夫にて其類家數多あり。其頃の舞臺跡をば道化山といへり。又諸橋大夫の屋敷跡といひ傳ふる所もありて、いにしへ猿樂ありし時の諸入費等の書き物、今に稻荷社に存在す。といへり。今に至

り諸橋稻荷社に古作の面共傳來し、又寶曆六年權之進より奉納せし守刀・舞扇子も社殿に納めあり。さて權之進の先祖、中古能州を出で、加賀國に來り富樫家の能大夫と成り、富樫家滅亡の後は、能美郡小松邊に居たりしと云ふ。延寶三年三月諸橋市十郎より町會所へ出したる由緒書如左。
一、私先祖、能州諸橋と申所之者に而御座候處、富樫殿へ被召出、御扶持被下候由。其外能大夫四人御座候内、諸橋を五人之座頭に被仰付、則富樫殿御家之御紋被下、於乎今七曜之紋翁箱に付置申候事。

一、微妙院様より私親甚吉に御扶持方拾人口被爲下候、御逝去以後、御當地へ罷越、御屋鋪拜領仕候處、六ヶ年以前親病死仕候に付、御扶持方被召上候。其後觀音井寺中御祭禮能無懈怠私相勤申候。

一、一人養父・二人母・姉一人、私手前罷在候。

右、私親物語承候通書上申候。以上。

延寶三年三月

諸橋市十郎 判

町御奉行所

三壺記に云ふ。慶長五年利長卿、加州能美・江沼兩郡御加

増之爲御禮上洛し給ひて歸國し給ふ時、小松に於て諸橋大夫に能被仰付。金澤より御一門衆の子共夜を日に繼ぎて走せ來り見物す。町人共白洲に並居て見物影敷。とあり。是諸橋大夫に猿樂を命ぜられし起原なるべし。さて同九年八月淺井啖合戰等勝利を得られし報賽として、諸橋大夫をば石川郡宮腰佐那武明神の神事能大夫に命ぜられ、是より毎歲八月神事能興行被仰付。則ち利長卿判書之寫如左。
今度合戰勝利之爲報賽、能美小松邊に罷在候諸橋を以、寺中さらたけ明神神事大夫として、每歲能可興行之處如件。

慶長九年八月六日

利 長 判

さらたけへ米廿石まらせ候。彌々祈禱も能も、けたいなく御つとめ候てよく候と。

八月十五日

利 長 判

右之通利長卿命ぜられしゆゑ、慶長九年八月より毎年八月十五日を式日と定め、諸橋權之進神事能の大夫にて、諸橋の弟子家のみ勤め來りしかど、諸橋市十郎をば藩主綱紀卿江戸へ被召連、喜多七太夫の弟子に命ぜらる。依つて延寶